

掛川市条例第1号

掛川市保育士等就職応援資金貸与条例をここに公布する。

平成31年3月22日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市保育士等就職応援資金貸与条例

### (目的)

第1条 この条例は、保育士又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）として市内の保育所等に勤務しようとする者に対し、保育士等就職応援資金（以下「就職資金」という。）を貸与することにより、市内における保育士等の確保を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、「保育所等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（同法第35条第4項の規定により認可を受けた施設及び同法第56条の8第3項の規定する届出により設置した施設に限る。）
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分の利用定員が30人以上のもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
- (4) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設
- (5) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (6) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- (7) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を行う施設
- (8) 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設のうち、市長が適当であると認めたもの

### (貸与の対象者)

第3条 就職資金の貸与を受けることができる者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 児童福祉法第18条の6の保育士となる資格又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定による幼稚園教諭の免許状のいずれかを取得している者のうち、市内の保育所等の勤務経験がないもの
  - イ 市内の保育所等を退職した保育士等のうち、当該退職した日から1年以上経過したもの
- (2) 市内の保育所等に保育士等として就職し、又は内定を受けている者（1日当たりの勤務時間が6時間以上、かつ、1月当たりの勤務日数が20日以上である者に限る。）

(3) 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）別表第1の適用を受ける職員に該当しない者

（貸与の額）

第4条 就職資金の貸与の額は、就職のための準備に必要な費用の額とし、貸与を受ける者1人につき20万円を限度とする。

（貸与の申請）

第5条 就職資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（連帯保証人）

第6条 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

（貸与の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（貸与の決定の取消し）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により就職資金の貸与を受けた者があるときは、就職資金の貸与の決定を取り消すものとする。

（返還）

第9条 就職資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して2年以内に退職したとき又は前条の規定により就職資金の貸与の決定が取り消されたときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して3月以内の期間（次条の規定により返還が猶予されたときは、3月に当該猶予された期間を加えた期間）内に貸与を受けた就職資金を一括して返還しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還することができる。

（返還の猶予）

第10条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める事由が継続する期間、就職資金の返還を猶予することができる。

(1) 次条第1号の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

(2) 災害、疾病、出産その他のやむを得ない理由があると認められるとき。

（返還の免除）

第11条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、就職資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 市内の保育所等で勤務を開始した日から起算して継続して2年を超える期間（被貸与者の意思によらず保育士等以外の業務に従事した期間を含み、前条第2号の理由により当該保育所等に勤務できなかったと市長が認める期間を除く。）勤務したとき。

(2) 前号に規定する期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため勤務することができなくなったとき。

2 前項の場合を除くほか、市長は、特に必要であると認めるときは、就職資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（延滞利息）

第12条 被貸与者は、正当な理由がなく就職資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき就職資金の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成36年3月31日限り、その効力を失う。